

「国家戦略特区」

— 遠隔診療における初診料の保険適用の解禁 —

平成 29年 3月 13日

内閣府 地方創生推進事務局

「遠隔診療における初診料の保険適用の解禁」に係る検討経緯

「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）

（遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進）

遠隔診療の取扱いの明確化

・患者の遠隔診療のニーズに対応するため、遠隔診療に関する現行の通知に記載された離島・へき地の患者や特定（9種類）の遠隔診療以外の場合、また、初診であっても直接の対面診療を行うことが困難である場合についても、医師の判断により遠隔診療が可能であることを明確化するため、速やかに通知を発出する。



厚生労働省事務連絡発出（平成27年8月10日）

平成9年遠隔診療通知における、直接の対面診療を行うことが困難である場合として離島・へき地の患者を挙げているがこれらは例示であること、遠隔診療の対象として挙げている特定（9種類）の診療も例示であること、直接の対面診療を行った上で遠隔診療を行わなければならないものではないことを明確化。

【課題】平成27年8月10日の事務連絡で遠隔診療の取り扱いを明確化したものの、遠隔診療で「初診」を行った場合、「初診料(保険対象)」の適用にならない。



特区WGにおける検討状況

遠隔診療で「初診」を行った場合であっても、「初診料(保険対象)」を適用できるケースについて、WGにおいて具体的なユースケースを引き続き議論し、平成30年度診療報酬改定において、必要な診療報酬体系の見直しを行うとともに、遠隔診療での「初診料(保険対象)」の適用について速やかに通知する方向で調整中。